

第2章 那須塩原市発達支援システム

- 1 発達支援システムとは
 - 2 対象者
 - 3 縦の連携：個別の支援計画によるつなぐ支援
 - 4 横の連携：関係機関の連携によるつなぐ支援
- 【参考1】つなぐ支援のフロー図
- 【参考2】個別の指導計画等作成スケジュール

第2章 那須塩原市発達支援システム

1 発達支援システムとは

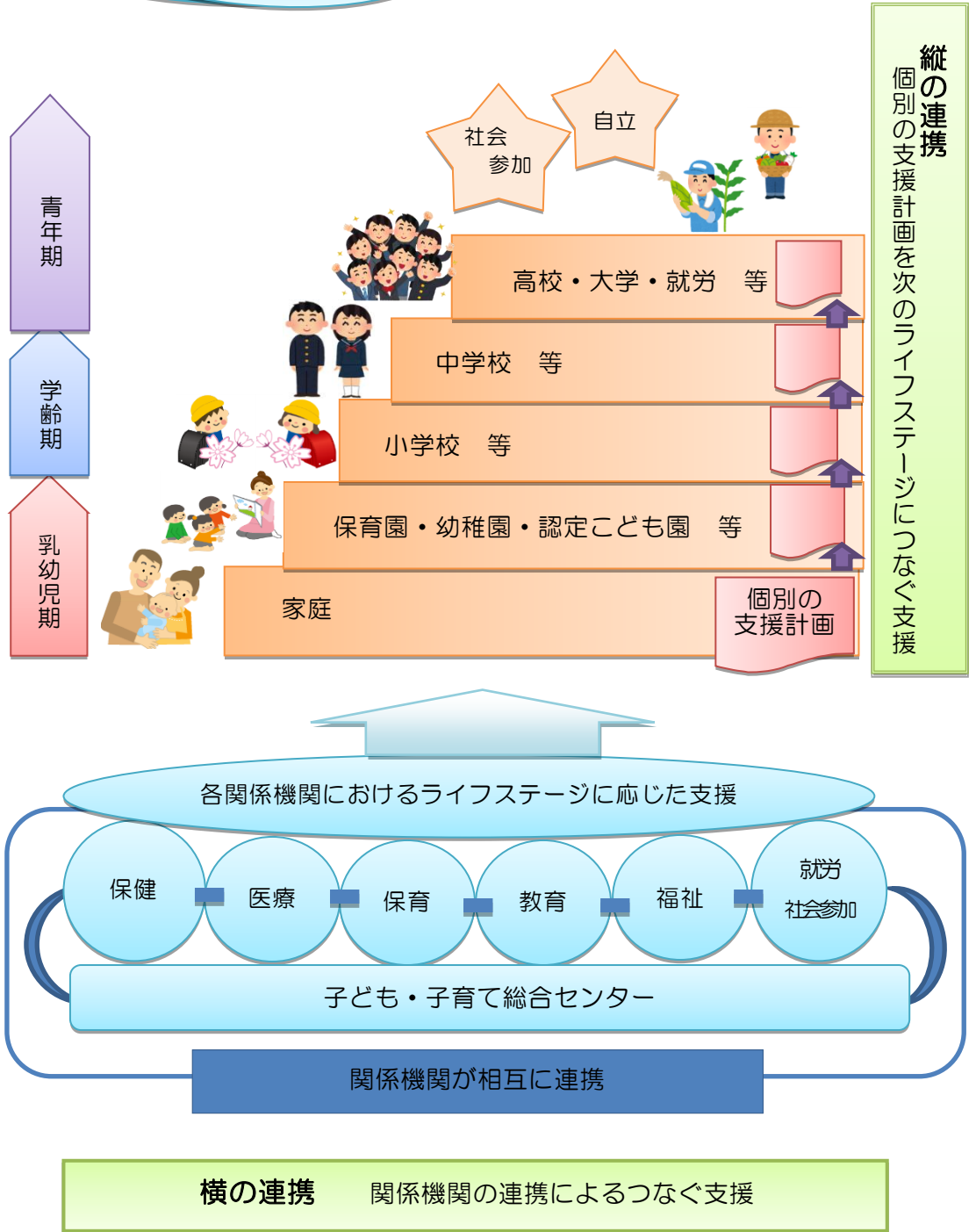
- 発達支援システムとは、発達に支援が必要な子どもとその保護者に対して、乳幼児期から学齢期、青年期において、各ライフステージにおいて関係機関から提供される個別の支援計画を、次のライフステージで支援を行う関係機関に切れ目なく引き継いでいく「縦の連携」による支援と、保健・医療・保育・教育・福祉・就労などの関係機関がそれぞれの役割において支援を行い、かつ相互に連携し合うことでよりニーズに合った適切な支援を提供する「横の連携」による支援により、一貫した支援を提供するための仕組みです。（図1参照）
- この仕組みは、子どものもつ特性や子育てをしていく上で保護者が感じる気付きなどに対し、早期から適切な支援が受けられるよう関係機関と連携し環境を整え、さらに適切な支援を切れ目なくつないでいくことにより、将来的に子どもの社会参加や自立が可能になることを目指しています。

2 対象者

- 出生から20歳までの発達に支援が必要な子どもとその保護者を対象とします。
- 「発達に支援が必要な子ども」とは、障害の診断の有無にかかわらず、保健・医療・保育・教育・福祉などの広い領域で、早期からの支援を必要とする子どもとします。
- 子育てをしていく上での育てにくさや困り感などがある場合も、保護者の希望により対象とします。

図1

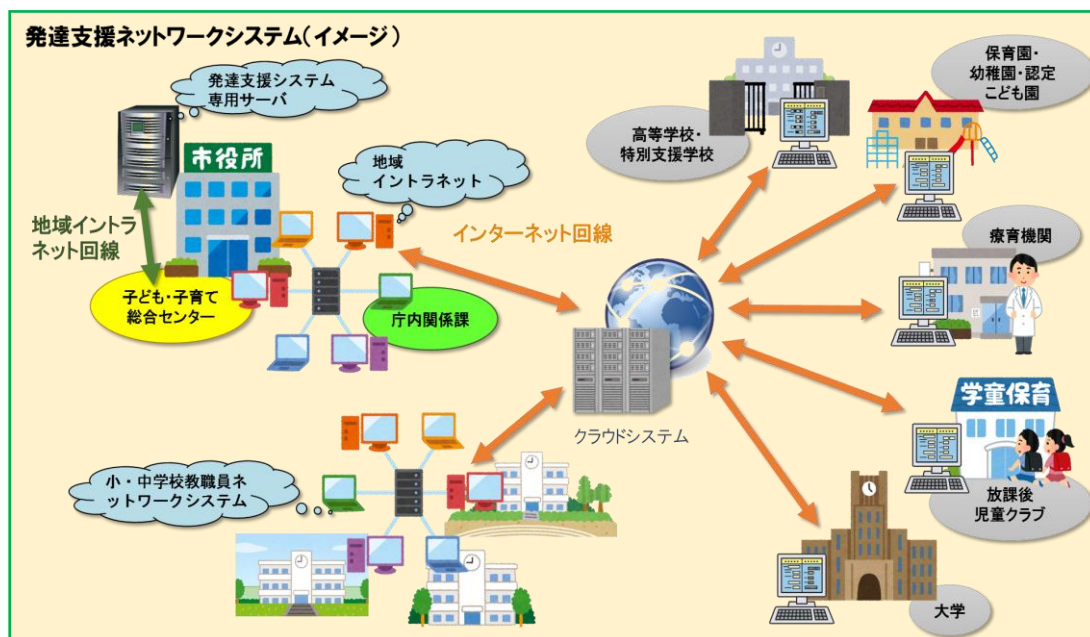
発達支援システム
イメージ

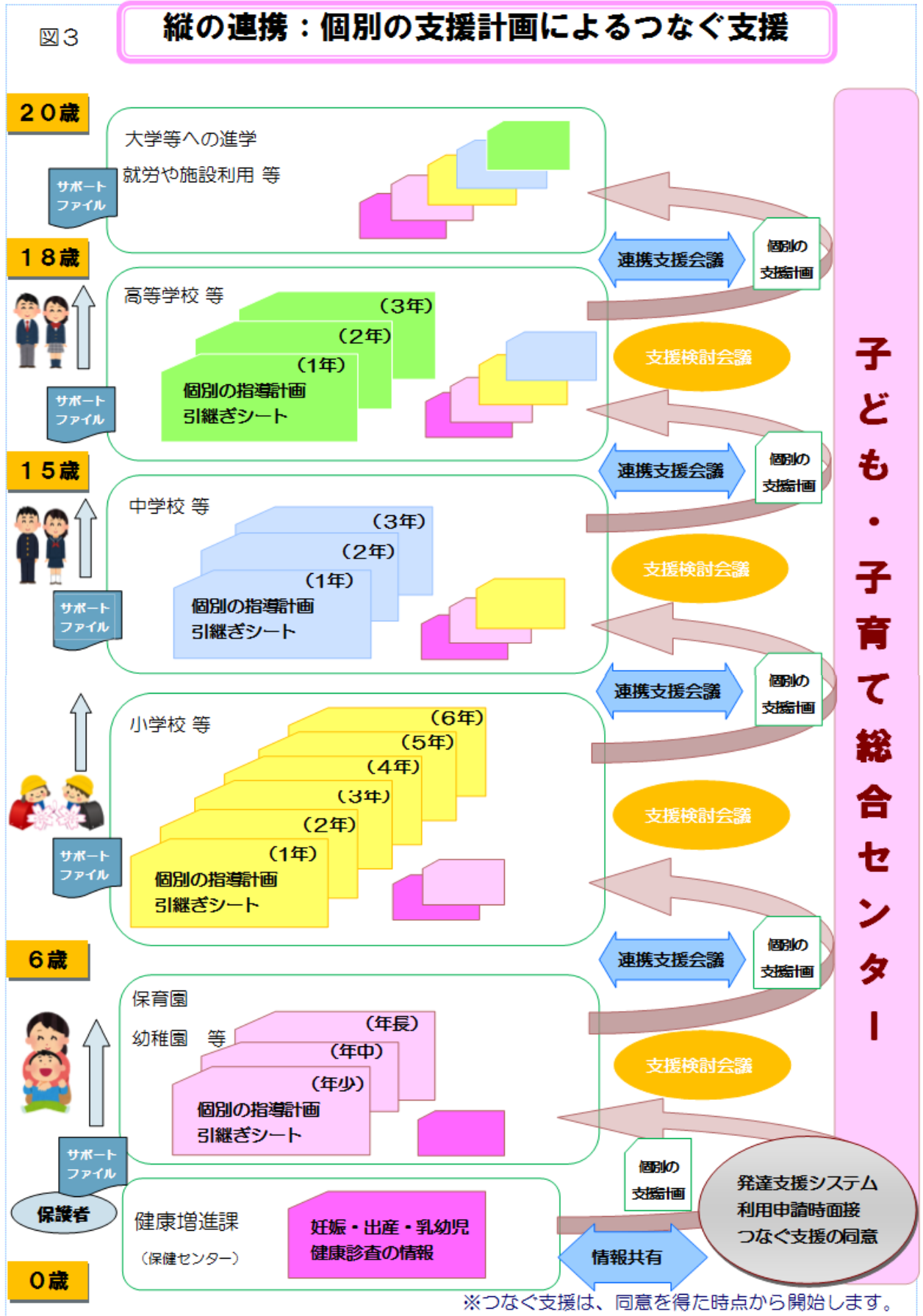


3 縦の連携：個別の支援計画によるつなぐ支援

- 発達支援システムにおける「縦の連携」による支援とは、発達に支援が必要な子どもとその保護者に対し、各ライフステージで提供される個別の支援計画を次のライフステージで支援を提供する関係機関に切れ目なく確実に引継ぐことにより、一貫した支援を提供することです。この支援は、発達に支援が必要な子どもの保護者の同意を得て行います。（図3参照）
- 個別の支援計画とは、将来的に子どもの状態に応じた社会参加や自立が可能になることを目指し各ライフステージで提供される支援内容をまとめたもので、出生からの情報、医療・療育状況、子どもを中心的に支援している園や学校が保護者ととともに作成する個別の指導計画や引継ぎシート、福祉サービスの利用状況などを指します。
- 個別の支援計画については、発達支援ネットワークシステム（図2参照）により、子ども・子育て総合センターと関係機関が互いに情報共有を図り、さらに子ども・子育て総合センターが中心となって関係機関と開催する支援検討会議や連携支援会議において、発達に支援が必要な子どもに対するよりよい支援のあり方についての検討と合わせて引継ぎを行います。
- 縦の連携によるつなぐ支援に同意をした保護者には、保護者がもつ子どもの情報や個別の支援計画を保管し、関係機関や支援を提供する担当者に保護者が適時提示できるよう、サポートファイルを配布します。（参考1 つなぐ支援のフロー図 P.12 参照）

図2 発達支援ネットワークシステム





4 横の連携：関係機関の連携によるつなぐ支援

- 発達支援システムにおける「横の連携」による支援とは、発達に支援が必要な子どもとその保護者に対して、保健・医療・保育・教育・福祉・就労などの関係機関がそれぞれの役割において支援を行い、かつ相互に連携し合うことで各ライフステージにおいて、より適切な支援を提供することです。

- 発達に支援が必要な子どもに対して、各関係機関がそれぞれの役割において提供する支援内容に関する情報共有や個別の支援計画を切れ目なく引継ぐため、子ども・子育て総合センターが中心となり、保健・保育・福祉・教育・就労・社会参加などに関わる市の関係課や医療機関・療育機関・国や県の機関（ハローワーク・健康福祉センター・児童相談所・発達障害者支援センター）などの関係機関と「横の連携」を図ることにより、包括的な支援体制を推進します。
（図4参照）

- 発達に支援が必要な子どもの個別の支援計画をつないでいく上で、各ライフステージにおいて支援を提供する関係機関との情報共有やよりよい支援の検討をしていく「縦の連携」による支援にとっても欠かせないものです。
ゆえに、発達支援システムにおける「縦の連携」による支援と「横の連携」による支援は、発達に支援が必要な子どもへのよりよい支援とその保護者の心に寄り添った支援ができるよう、互いに連動し合うものです。

図4 横の連携：関係機関との連携・つなぐ支援



参考1 つなぐ支援のフロー図

① 発達支援システム「つなぐ支援」の同意・利用申請

子ども・子育て総合センターにおいて、保護者（子どもが中学生以上の場合は本人も）からつなぐ支援の同意を得るとともに、これまでの生育状況や家庭の様子などを保護者から聞きとります。

また、保護者や本人の願い・希望をうかがい、個別の支援計画が目指す方向性を把握します。

※ライフステージのどの段階からでも利用できます。



② サポートファイル（「るびなすノート」）の活用

これまでの成長の記録や支援内容の記録などをまとめて保管できるよう、保護者または本人にサポートファイルを渡します。

支援者に対して、サポートファイルを提示することで、これまでの支援内容に関する情報共有やより良い支援につながるよう、サポートファイルの活用を勧めます。



③ 支援検討会議

子ども・子育て総合センターが中心となり、子どもが所属している園や学校など、中心的に子どもを支援している機関や支援者とともに子どもへの理解を深め、具体的な支援の方法や役割分担を明確にするため実施します。



④ 個別の指導計画・引継ぎシートの作成

園や学校など中心的に子どもを支援している機関は、ライフステージにおける子どものニーズを把握し個別の指導計画や引継ぎシートを保護者とともに作成します。

子ども・子育て総合センターは、園や学校などが保護者とともに作成した個別の支援計画を発達支援システムネットワークシステムに蓄積します。



⑤ 連携支援会議

ライフステージが変わり、中心的に支援をする機関が変わる時に、各関係機関と連携を図りながら支援をつなぎます。

参考2 個別の指導計画等作成スケジュール

- つなぐ支援において、園や学校では支援の手立てとして個別の指導計画、引継ぎシートを作成しています。
- 園や学校の実情に合わせて作成していますが、標準的なスケジュールは次のとおりです。

年間スケジュール（例）

時期	園・学校（担任等）	家庭（本人・保護者）	発達支援システム
4月	前年度からの引継ぎ確認	本人・保護者の願い 実態把握（面談、聞き取り）	必要に応じて連携支援会議の開催
5月	個別の指導計画（前期）【案】の作成	個別の指導計画の確認	
6月	指導・支援の実施		
7月	↓		
8月			
9月			
10月		本人・保護者の願い 実態把握（面談、聞き取り）	
10月	個別の指導計画（前期）の評価 個別の指導計画（後期）【案】の作成	個別の指導計画の確認	
11月	指導・支援の実施		
12月	↓		
1月			
2月		個別の指導計画の評価の報告	
3月	個別の指導計画（後期）の評価 引継ぎシートの作成 個別の指導計画（前期・後期）、引継ぎシートの市へのデータ送付及び保護者へ写しの交付	個別の指導計画（前期・後期）、引継ぎシートの写しの受取 （市の施設以外にお子さんが所属する場合は、保護者が受け取った個別の指導計画及び引継ぎシートの写しを市に提供）	引継ぎシート・個別の指導計画（前期・後期）のデータ受取及びデータの保管 （保護者から受け取った資料もデータにして保管）

